

- 1 開催日 平成 22 年 7 月 23 日 (金)
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 市教委第 29 号 高知市就学援助規則の一部改正について
 - 日程第 3 市教委第 30 号 高知市社会教育委員の委嘱について
 - 日程第 4 市教委第 31 号 高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について
 - 日程第 5 市教委第 32 号 平成 23 年度使用高等学校用教科書の採択について
 - 日程第 6 市教委第 33 号 平成 23 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の採択について
 - 日程第 7 市教委第 34 号 平成 23 年度使用高知地区小学校教科用図書 (学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を除く) の採択について
- 4 報告
 - 高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について
 - 高知市立学校教員の交通違反に係る措置について
- 5 出席者
 - (1) 委員

1 番委員長	野 本 明 美
2 番委員	西 山 彰 一
3 番委員	山 本 和 正
5 番教育長	松 原 和 廣
 - (2) 事務局

教育次長	依 岡 雅 文
教育次長	松 井 成 起
総務課長	弘 田 充 秋
学校教育課長	片 岡 正 樹
学事課長	国 沢 隆
生涯学習課長	秋 沢 大 助
少年補導センター所長	田 所 和 仁
自由民権記念館	篠 田 充 男
総務課長補佐	近 森 象 太
学校教育課学校教育班長	多 田 美奈子
学校教育課人事班長	松 下 整
学校教育課学校教育班指導主幹	今 西 和 子
学校教育課学校教育班指導主事	竹 村 晃
学校教育課学校教育班指導主事	岡 本 伸 浩
学校教育課学校教育班指導主事	山 中 浩 介
学校教育課学校教育班指導主事	武 林 勝 志
教育研究所特別支援教育班長	杉 本 一 幸
教育研究所特別支援教育班指導主事	清 水 隆 人
総務課総務係長	小 田 優
総務課総務係主査	森 尾 美 舗
- 6 欠席委員

4 番委員	西 森 やよい
-------	---------

1 平成 22 年 7 月 23 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 32 分（たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

委員長

ただいまから，第 1057 回高知市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

はじめに会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん，お願いいたします。

それでは，日程第 2 市教委第 29 号「高知市就学援助規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学事課長

学事課長の国沢でございます。議案書の 2 ページ，3 ページをご覧ください。高知市就学援助規則の一部改正についてでございます。

まず，議案書の説明でございます。3 ページの改正文に「第 2 条第 2 項中「第 2 号を」を「各号のいずれか」に改める」とありますが，左にある趣旨の「生活保護受給世帯を対象に加える。」の部分にかかわる内容でございます。そして，3 ページに「第 5 条第 3 号中「2 号」を「各号」に改め，同号を同条第 4 号とし，同条第 2 号の次に次の 1 号加える。」とあり，第 3 号として「第 2 条第 2 項の規定による被認定者については，前条第 1 項の認定を受けようとする年度の 12 月 31 日までに申請書の提出があったときは，当該年度の 4 月 1 日から同年度の 3 月 31 日までを認定期間とし，1 月 1 日以降に申請があったときは，教育長が定める日から当該年度の 3 月 31 日までとする。」を追加する内容でございます。これが，2 ページの「現在 5 月までに申請した場合，4 月当初に遡って認定している。この特例期間を授業料免除決定後までの申請とする。」の部分にかかわる内容でございます。

それでは，説明に入ります。説明が前後いたしますが，議案書 2 ページの趣旨 をまずご説明させていただきます。

これまで，私立学校に就学する者への就学援助につきましては，準要保護といわれる世帯のみを対象としており，所得が生活保護基準の 1.3 倍未満であることに加えて，授業料が免除されていることを要件としてまいりました。これまでは，この授業料免除がほとんどなかったことから，申請もなく経過してきましたが，平成 21 年度に高知県が「私立学校授業料減免補助金交付制度」を改定し，授業料免除への支援が拡充されることとなりました。今後，授業料免除世帯が増加することが予想されています。これに合わせて，この補助制度の認定のスケジュールに合わせた規則の追加を行う趣旨が の部分でございます。先ほど申しましたように，12 月 31 日までに申請書の提出があったものを 4 月 1 日に遡及させるというのが，これに当たる部分でございます。

次に， の改定ですが，先ほどご説明しましたように，これまで私立学校に就学する者への就学援助は準要保護のみを対象にしております。生活保護受給者は対象にしておりませんでした。これは，生活保護法の取り扱いの中で，生活保護受給者は私立学校への就学を認めていなかったことに由来するものと考えております。しかし，近年は子どもが就学中に夫婦の離別等で世帯状況が激変した場合など，生活保護の方の取り扱いが柔軟になってきております。こうした状況に対して，就学援助制度も必要な支援を行うことが制度の趣旨でございますので，生活保護受給世帯も対象に加えたいという内容でございます。

なお、私立学校での援助の内容につきましては、要保護の場合は修学旅行のみ、準要保護の場合は学用品費及び宿泊を伴う校外活動費と修学旅行となります。公立の場合で最も支出額が大きい給食費や医療費は、私立は対象外になりますので、今回の制度の拡充で見込まれる支出の増加額はわずかであると推定しております。

委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 29 号「高知市就学援助規則の一部改正について」を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 29 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 30 号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課長の秋沢でございます。高知市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。議案書の 5 ページから 7 ページまででございます。

社会教育法第 15 条第 1 項の規定によりまして、社会教育委員を置くことができます。高知市におきましては、高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例及び高知市社会教育委員会議規則に基づき設置しております。委員の定数は 21 名以内となっておりますが、現員数は 18 名でその構成は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者となっております、任期は 2 年でございます。

委嘱を行う理由でございますが、今回の委嘱は、委嘱をしておりました 3 名の方の所属団体の代表者の交代及び人事異動に伴うものでございます。

具体的に申し上げますと、高知市公民館連絡協議会会長交代により、岡崎清恵さんが細川啓佑さんに、高知市人権教育研究協議会会長交代により宮田龍さんから吉岡省次さんに、NHK 高知放送局の人事異動により池崎敏弘さんが山下茂さんに、それぞれ変更し、ご本人の了解をいただきまして委員として委嘱するものでございます。

今回委嘱します委員の任期は、前委員の残任期間となり、本日議決いただきましたら、明日、平成 22 年 7 月 24 日から平成 23 年 7 月 6 日までとなります。なお、男女の比率は、今回の委嘱による増減はございません。委員 18 名中 5 名が女性となっております、男性が 72.2 パーセント、女性が 27.8 パーセントとなっております。

以上でございます。

委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 30 号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 30 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 4 市教委第 31 号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

自由民権記念館長

自由民権記念館事務局長の篠田でございます。高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱についてご説明いたします。

この高知市立自由民権記念館協議会委員は、高知市立自由民権記念館条例第 26 条によりまして、自由民権記念館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べる機関として高知市立自由民権記念館協議会を置くことと定められております。また、定員は 8 人以内をもって組織し、任期は 2 年でございます。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とされております。

今回、平成 20 年 8 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までの 2 年間委嘱しておりました委員さんの任期が満了いたしましたことから、議案書の 9 ページの名簿のとおり委嘱期間にある平成 22 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までの 2 年間の委嘱を行うものでございます。今回初めて委嘱を行います方々としましては、校長会からのご推薦によりまして大谷明彦さん、西川康さんのお二人を、また、高知市立自由民権記念館友の会の総会で会長に選任された窪田充治さんを加え 3 人の方々を新たに委嘱いたしたいと考えております。残る 5 人の方々は再任でございます。

以上でございます。

委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 31 号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 31 号は、原案のとおり決しました。

この後、市教委第 32 号から市教委第 34 号までの案件の審議内容は、教科書採択が最終的に決定します 8 月末までの間、非公開といたしたいと考えます。よろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

委員長

ご異議なしと認めます。よって、そのように取り扱いさせていただきます。

それでは、日程第 5 市教委第 32 号「平成 23 年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。お手元に資料をお配りいたしました。平成 23 年度に高知商業高等学校で使用する教科書の採択についてでございます。

まず、高等学校で使用する教科書の採択方法は、小・中学校における教科書の採択方法とは異なり、義務教育諸学校の教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、各学校の実態に即して、各学校が作成した採択案を教育委員会の職務権限として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 6 号の規定によりまして、教育委員会で採択することとなります。

次に、先ほど配布しました資料をご覧ください。資料の 1 ページ、2 ページにそれぞれあります教育課程表から履修する科目に応じた教科書を採択することになっております。議案書では、11、12 ページに平成 23 年度に使用したい教科書案の一覧を掲載しております。ここにごございます全日制 41 点、定時制 22 点をご承認いただきたいというものでございます。この 23 年度に使用を予定しています教科書の変更点として議案書の 11、12 ページに網かけ部分で示しておりますが、全日制の国語総合と数学 の 2 点でございます。各教育委員会には、各教科とも 1 冊ずつしか届けられておりませんので、現物は後ほど見ていただきたいと思います。

この選考方法につきましては、各教科書会社から送られてきました見本を各教科担当者で選定会を持ち、意見を集約し、選定理由を付けて取りまとめているところでございます。この案は、資料3ページから15ページまでにあります899種930点の文部科学省検定済の教科書又は文部科学省著作教科書である教科書目録の中から選択しなければならないこととなっております。

今回変更した2点についてご説明申し上げます。資料の16ページをご覧ください。国語総合の教育出版ですが、「これまで使用してきた教科書も分かりやすい内容であった。今回採択する教科書も出版社は変わらないが、これまでの教科書より更に、分かりやすく、見やすくなっており、生徒が進んで読みたくなる教材という点を重視し採択した。定評ある作品が収録されており、安定した作品群と新しい内容がバランスよく配置されている。また、写真や色合いにも興味がひかれ、脚注における解説も丁寧であり、付録の部分も充実している。使用しやすい内容であり、分かりやすい内容ということで今回この教科書を採択した。」ということを選定理由としております。

続きまして、18ページの2段目にある数学の数研出版ですが、「来年度より特進コースを設置するため、センター試験に対応できる学力の向上をはかる。各単元の練習問題が豊富であること、公式を色を変えて掲載していることなど、見やすく工夫されている。章末問題はAとBの両方があり、応用問題にまで取り組める内容となっている。また、発展の分野には、4次式の因数分解・二重根号とが紹介されており、練習問題にも取り組めて数学の知識を広げるように仕上げている。ゆえに、来年度から、新規の教科書を採用する。」ということを選定理由としております。

こうしたことによりまして、23年度に使用を予定している全日制41点、定時制22点の教科書採択のご承認をお願いいたします。

委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員

16ページの国語総合の選定理由で、「分かりやすく、見やすく」というのは理解できるのですが、「生徒が進んで読みたくなる教材」というのは、実際に生徒に読ませて、10人の生徒に聞いたら8人までがこっちがいいというふうに言ったのか。それとも、先生がたぶん生徒がそうしたくなくとも思って書かれたのであれば、「生徒が進んで読みたくなるような」としたほうがよろしいのではないのでしょうか。

竹村学校教育課指導主事

委員さんの言われるとおりでございまして、生徒たちからアンケートを取ったということではございません。教員の方が、行数などから感じ取って出したものとなっております。

委員

商業高校の校長先生から、来年度から大学受験ということ視野に入れて、教育課程を充実したいということを聞いたのですが、それに対応して教科書を変えていくというようなことはなかったのでしょうか。

竹村学校教育課指導主事

資料の18ページをご覧ください。ここに、同じ数学でありながら二つの教科書を選定しております。上の数研出版の数学は本年度まで、全1年生が選択しておりました。23年度からは、特進コースを含めて大学への進学に対応することにおいて、本年度新たに数学改訂版新編数学といったものに、総合ビジネス科と情報システム科は切り換えてまいります。それによりましてセンター試験等を含めて大学進学に対応できる数学に改訂していこうと考えております。

委員

教育課程ということで大学進学をめざしたときに、特に英語の単位数を増やして、英語に力を入れるというような教育課程の変更といったものはないのですか。

竹村学校教育課指導主事

資料の1ページをご覧ください。ここに全日制の教育課程が載っております。この中段ほどに外国語

の欄でございますが、横に特進コース、会計コース、経営コース、実践コースとございまして、特進コースの英語を見ていただきますと、3か年で18単位を習得することになっております。これまでの会計コース、経営コース、実践コースとは、若干の単位数の違いがあるのですが、10から12単位の履修となっております。それを特進コースにおいては、6単位から8単位増やしまして、英語の強化を図り、職業高校、専門高校の特徴になりますけれども、数学に代えて簿記で受験することができます。そして、英語の強化を図り、センター試験に対応していくことを計画しております。

委員

英語そのものの単位数を増やしたということですね。

基本的には高等学校の場合は、学校が採択して、教育委員会が承認するというところでよろしいのでしょうか。

学校教育課長

選択を学校が行い、採択は教育委員会となります。

委員

教育委員会が採択するということですか。承認ではないわけですね。

学校教育課長

はい。

それでは、実際の教科書をご覧ください。

委員長

教科書を見ていただきました。それを踏まえ、この件に関してご意見はありますか。

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第32号「平成23年度使用高等学校用教科書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第32号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第6市教委第33号「平成23年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

それでは、平成23年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校で使用する教科用図書につきましてご説明させていただきます。まず、「9条図書」についてですが、学校教育法第34条第1項で小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められておりまして、この規定は中学校及び特別支援学校に準用されております。

特別支援学級や特別支援学校において用いる文部科学省検定済教科書は、現在発行されておられません。このため、文部科学省において教科書の編集を行い、文部科学省著作教科書が発行されておりますが、その種類は必要数を充たしておりません。小・中学校の特別支援学級や特別支援学校においては、同法附則第9条の規定により、同法第34条に定める教科用図書以外の図書を使用することができるようになっておりまして、この図書を通常「9条図書」と呼んでおります。この「9条図書」は、本来用いるべき検定済教科書では、子どもの学習に適さないという場合に用いるものですので、これを用いる場合には検定済教科書の支給を受けずに、代わりに「9条図書」の支給を受けるといったものでございます。

なお、「9条図書」は、検定済教科書と同様に無償で給与され、支給された図書は、子ども個人のものとなります。また、「9条図書」は、特別支援教育の教育課程に即して用いられるべきものですので、教

育課程にない教科に対しては支給されません。例えば、小学校の知的障害学級の教育課程には、社会科や理科が置かれておりませんので、社会科用や理科用として支給することができないということになっております。更に、「9条図書」は、検定済教科書のように用いて授業を行うという性格のものではなく、学習活動を発展、拡大させるための一つの題材として活用されるものでございます。特別支援学校や特別支援学級においては、さまざまな内容を総合的に履修することが多くございまして、日々行われる一連の学習活動に対する意欲を引き出し、劇やものづくりの活動へと発展、拡大させていくための題材として活用していくことが多くなっております。

続いて、「9条図書」の採択について説明させていただきます。本年度も昨年度とほぼ同様の手順で、平成23年度以降使用追加分24冊について調査研究を進め、最終的には19冊に絞られております。例年の手順と申しますが、資料の裏面にございますのでご覧ください。

まず、高知県教育委員会の指導、助言によりまして、県立特別支援学校において採択された「9条図書」の提示がございました。高知市教育委員会事務局と教育研究所特別支援教育班を中心とする事務局が各学校への調査を行います。その回答が教育研究所特別支援教育班に寄せられます。その回答を学校代表者を中心とする方々に「9条図書」として使用することが良いかどうかを意見聴取します。その回答が返ってきました。今回、24冊中の19冊が了承されましたが、5冊については適当ではないというご意見をいただいたところです。それをもって、再度、教育研究所特別支援教育班を中心とする事務局において、更に調査、研究を加えまして、本日、19冊の採択資料の使用を提案させていただいたものです。

平成15年度以降、順次図書を追加しながら調査、研究し、採択する形式にしておりまして、本年度は341冊の一般図書の中から各学校が必要に応じて採用することができるようになっております。

また、検定済教科書の採択とは異なりまして、年度を追って順次図書を追加しているのは、子どもたちのため、できるだけ広い選択肢の中からより良い図書を選択することができるようにするためでございます。そこで、選択肢を広げるためには、できるだけ多くの図書を採択することが望ましいということになりますが、現在出版されている膨大な図書のすべてについて採択手続きを踏むことは不可能でございます。本市では例年、「県教育委員会から指導・助言を受けた図書」及び「高知市立小・中学校及び高知市立養護学校が使用を希望している図書」につきまして審議をお願いすることとしております。

お手元に、本年度追加する19冊の調査研究資料と、昨年度審議、採択していただき本年度使用しております図書の一覧をお届けしております。まず、教科用図書の採択案について資料2、3ページをご覧ください。ここにある19冊の内訳でございますが、すべてが高知市立小・中学校及び高知市養護学校が採択を希望する図書となっております。

4ページ以降には、採択資料としての19冊の内容、構成、表現、課題等を検討した結果を掲載しておりまして、この19冊について採択を審議していただきたいと考えております。また、11ページには、調査研究において一般図書として適切でない判断した図書の一覧を掲載させていただいております。

次に、平成21年度に採択された平成22年度以降に高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法第9条の規定による一般図書として、昨年度までに審議いただき採択された図書の一覧を資料として添付させていただきました。また、19冊の見本を準備いたしましたので、参考にしていただければと思います。

委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員

資料の11ページの調査研究において一般図書として適切でない判断された5冊ですが、例えば永岡書店の図書が一般図書として適切でない判断された理由というものが分かればお教えください。
清水教育研究所指導主事

中身が、それぞれのお子さんが鉛筆をもって書き込むドリル的なもので、プリントが本になったようなものでございまして、練習帳的な性格のものは「9条図書」として適切でないというふうに考えてお

ります。例えば、通常の学級におきましても、ドリル等の書き込むものは副教材等の扱いとしておりますので、無償給与の対象となる教科書としては適切でないと判断しております。

委員

その5冊はすべてそういう理由からですか。

清水教育研究所指導主事

はい、同様でございます。

委員

全体を見てみて、内容と定価というのはどういうふうを考えれば良いですか。資料に定価が出てきていますけれども、これは内容に応じて単価というものが決まってくるというふうを考えてよろしいのでしょうか。

清水教育研究所指導主事

これは、いわゆる一般の書店で流通しております本でございますので、そういった意味では、価格にばらつきが出ております。あまりに高価なものは、予算との関係で適切ではないという考えが、文部科学省から示されておりますが、本日ご審議いただいている本につきましては、他の同類の一般の図書と比べまして、特段に高価なものではないというふうに受け止めております。

委員

個々の子どもの障害の程度によって、高価なものを採用するときもあるし、障害の程度によって子どもの学習課題に適した教科書が選ばれると、10人いれば10通りの選び方があるというように理解してよろしいでしょうか。

清水教育研究所指導主事

そのような形になります。

委員

同じ学年の子どもが、同じ教科書を持つということではないわけですね。個々の子どもの障害の程度に応じた教科書になるわけですね。

清水教育研究所指導主事

そうです。

委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第33号「平成23年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第33号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第7市教委第34号「平成23年度使用高知地区小学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による一般図書を除く）の採択について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。資料を配付させていただきます。

それでは、まず資料の確認と説明から入らせていただきます。「平成23年度使用高知地区小学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除く）の採択について」でございますが、採択協議会からの答申が資料2でございますが、この答申は、7月定例教育委員会に先立ちまして高知地区教科用図書採択協議会の石村清茂委員長から野本明美教育委員長あてに答申されたものでございます。

資料1の1ページをご覧ください。高知市の教科書採択の仕組みでございます。資料の中ほどにあり

ますとおり、6月中旬に高知地区小学校教科用図書調査研究委員会からの「報告」を受けた採択協議会は、種目ごとに3種を選定し、高知市教育委員会に対して「答申」していただくこととなります。今回、調査研究、採択の対象となる教科書は、9教科11種目、14社の274種でございます。

4ページには、現在高知県内で使用している教科書の一覧を載せております。5ページは、教科書センター及び市民図書館で行いました教科書展示会における市民からの意見や感想のうち、教科書や採択にかかわるもののみを集約したものを掲載しております。

次に、資料2の採択協議会からの答申でございますが、9教科11種目につきまして、調査研究方針に基づき、種目ごとに3種を選定していただいております。1ページの国語をご覧ください。1の左欄には選定された3種、右の選定理由欄には、共通する特徴が示されております。以下、同様に各教科の共通する特徴が記載されておまして、採択協議会の役割は種目ごとに3種を選定することまでにとどまっております。順位性については記載しておりません。

なお、音楽及び図画工作は元々3社のみ、地図及び家庭は2社のみの発行となっております。採択協議会におきましては、すべてがふさわしいものとして選定されております。

今回、小学校の教科書全体を通じての特徴及び傾向を申し上げますと、新学習指導要領に対応した教科書ということで、現行の教科書と比べますとページ数が全教科の平均で約25パーセントの増となっております。ただし、これまでの教科書で使われていた紙よりも薄い紙を使用しております。見た目にはほとんど違いが分からないのではないかと思います。また、サイズはA・B版ともワイド化されておまして、カラーページ化され、一層児童の視覚に訴える、あるいは学習意欲を高める工夫がされております。基礎的、基本的な知識の習得のみならず、学び方や学んだことの活用についての内容が盛り込まれているなどが新たな取り組みとなっております。

最後になりますが、採択協議会で3種選定されました教科書の見本を教育委員の皆さんそれぞれにご用意しております。また、選定外となりました教科書につきましても、見本を見ることができるよう用意しております。

本日は、採択協議会からの答申を参考にいただきまして、種目ごとにすべての教科書の中から、採択する1種を決定していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、教科ごとの詳細につきましては、担当主事からご説明させていただきます。

委員長

ここまでについて、質疑等はありませんか。

委員

児童が、教科書の内容がわからなくなるときがあると思いますが、そうしたときにどこへ返ったら良いか、そういった示唆がされているかどうか。また、家庭学習の重要性が注目されていますので、そういった予習型に近づくような教科書の内容であるかどうかの2点についてお教えてください。

学校教育課長

採択協議会からの答申にも示されておりますが、学び方という内容が、教科書の部分、部分に出てきているものがあります。そうした、子どもたちの学び方について、分かりやすいものはどれなのかというような観点から、採択協議会からご意見をいただいているものがあります。

家庭学習におきましても、同様の内容が含まれておりますので、実物をご覧いただきながら決定していただければと思います。

委員

今の件ですが、研究方針としては大事な点だと思いますので、次回の選定の際には、次はそういったことを1項入れてみてはどうかと思います。例えば、学び方のこと、自学自習の問題などに十分に対応できる教科書かどうかという視点を入れてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長

資料1の2ページの研究方針の3にかかわることと考えますが、はっきりと明確に言葉を添えること

は、次には中学校の教科書採択がございまして、案として出したいと思います。最終的には、教育委員会で研究方針についてもご審議していただくこととなりますので、案として変更していきたいと考えます。

委員

その研究方針にかかわって、「自発的にも」というのと「自発的に」では、ニュアンスが異なってくると思うのですが、今回は「も」を付けずに「自発的に」としたほうが良いように思います。

委員

全体的に、教科書自体が、教える側の先生方から見た表現が出ているのですけれども、子どもたちが教科書を開いたときの視点というのはいかがでしょうか。

学校教育課長

採択協議会におきましても、子どもの視点に立った内容の教科書選定ということをお願いしております。この表現はどちらかというと教員からの視点になっています。実際の採択方法につきましては、「高知の子どもに最適な」という視点で選んでいただいておりますのでご理解をお願いします。

委員

確かに、3種は選定されていますが、選定理由には共通の理由が書かれていますけれども、個々の教科書会社ごとの特色があるのか、それは資料としてあるのでしょうか。

学校教育課長

ございます。

委員

ということは、選ぶための基準を示していただけるということですね。

学校教育課長

はい。資料を準備しておりますので、追加の資料を配付させていただいてよろしいでしょうか。

委員長

はい、お願いします。

学校教育課長

資料の説明をさせていただきます。高知市の教科用図書の調査研究方針が5項目ございました。今お配りした資料3の1ページをご覧くださいと、ここには東京書籍の国語について載せておりますが、その中の1から5までの番号がございまして、それぞれ調査研究方針の1から5までに対応してまして、調査研究方針の1に対してこんなところが優れているというのが1に、調査研究方針の2に対しては、2にこんなところが優れているということを掲載しております。同じように2ページ以降も3種選定した中でも、こういった内容の違いがあるというのを記載したものですので、参考にしていただきたいと思います。

資料の見方は以上ですが、担当の指導主事から見本本を見比べていただきながら、ご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長

はい、お願いします。

山中学校教育課指導主事

学校教育課の山中でございまして。よろしく申し上げます。以下、教科ごとにご説明させていただきます。

各社に共通する単元や教材を比較するために黄色、青色、緑色の付箋を使って、教科書に示しております。例えば、黄色の付箋の付いたページを比較しますとその違いがよく分かるようにしております。それぞれ、付箋ごとにご説明させていただきます。なお、各出版社の特徴が表れているページには、ピンク色の付箋を付けております。

1年生の上の絵日記の扱いについてでございます。青色のページをお開けいただき、3社を並べてい

ただければと思います。まずは、東京書籍からご説明させていただきます。絵日記の大きさでございませぬが、児童の字の大きさになっておりまして、児童が書いた字に近くなっております。また、挿絵の色あいが鮮明で大変見やすくなっています。次に、光村図書と教育出版を並べてご覧いただきたいと思ひます。こちらは大きさがほぼ似通っておりますけれども、2ページの見開きの中ほどに絵日記を示しております。なお、字につきましては、1年生の字というよりは少し読みやすい字に直しております。

説明文のほうの説明をさせていただきます。各社の4年生の黄色の付箋をお開きください。東京書籍については、1ページ13行の設定となっております。児童が書き込めるスペースが行間を取られております。また、行間が広いということで読みやすく一つの文章につきましても適切な分量となっております。27ページには挿絵がございまして、挿絵に番号が振られております。児童が文章を読みながら挿絵と見比べられるという特徴があります。次に、教育出版は、アーチ橋の写真を入れながら読み進めていく工夫がなされております。1ページ16行ということで、東京書籍よりは行数が多くなっております。行数につきましては、ページの下に5、10というふうに行数が振られております。光村図書は、形式段落について学習をしたのち、もう一つの説明文を入れ、学習を進めていく構成となっております。また、行数は前半が1ページ12行、後半は1ページ14行というふうになっております。

同じ4年生の物語についての各社の特徴を説明いたします。緑色の付箋をお開きください。「ごんぎつね」でございませぬが、東京書籍は6、7ページ、教育出版は28、29ページ、光村図書は4、5ページでございませぬ。東京書籍は、見開き2ページに必ず1か所は挿絵が入っております。また、挿絵は、少し背景をぼかし、登場人物の顔を出さないという工夫が意図的に使われておりまして、児童の想像力をかき立てる工夫がなされております。またページの下に新出漢字が示されております。教育出版は、1ページ15行となっております。挿絵は大きく使われていませぬが、文字が濃く印刷されております。光村図書は、他の2社より少し小さな字体となっております。1ページ14行となっております。

各社共通する項目をご説明させていただきましたが、これからは、各社の特徴について、ピンク色の付箋のあるところでご説明させていただきます。東京書籍は、6年の下の29ページや57ページのように、各単元のはじめには1ページを割き、ここの学習では何が大切かということを示し、学習に入っていく工夫がなされております。また、巻末には色刷りで、新出漢字が分かりやすく示されているのも東京書籍の特徴となっております。また、紙の色も他の2社よりは白くなっているのも特徴でございませぬ。教育出版は、巻末に読みたい本の一覧が見開きで紹介されておりまして、児童が一目で見やすいという特徴がございませぬ。

なお、新出漢字につきましては、教科書の後半の中ほどに示されております。光村図書は、5、6年生が分冊形式となっております。1学年1冊で大変厚いというのが特徴になるかと思ひます。また、表紙の裏ですが、学習の進め方というものが示されております。新出漢字については、最後に白黒で印刷されております。以上、国語について共通するところと各社の特徴についてご説明させていただきました。

委員長

少しよろしいでしょうか。

この案件については、本日の委員会のみで結論を出すことは難しいと思ひます。次回の委員会までに資料に目を通して、その上で結論を出してはどうかと思ひますが、皆さんいかがでしょうか。

委員一同

【異議なし】

委員長

それでは、市教委第34号「平成23年度使用高知地区小学校教科用図書の採択について」は、継続審議といたします。

また、事務局には、次回の委員会で事務局側の案を示していただきたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

続いて報告事項です。まず、「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について」、事務局の説明を求めます。

総務課長

議案書の15ページから16ページまでをご覧いただきたいと思います。市民図書館長に代わりまして、私の方から市民図書館協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

市民図書館協議会委員8名の方の任期は、平成20年7月1日から本年6月30日までとなっております。本来ですと、任期満了前の6月教育委員会に付議すべき案件であったと思います。選任につきましては、委員8名の再任といたしたく委員全員の方の承諾を得るため個々に当たっておりましたけれども、県市の合築問題等の協議なども重なっておりまして、時間を要したため付議すべき期間に間に合わなかったものでございます。

そういうことで、高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条の規定によりまして、教育長の専決とさせていただきますのでご報告させていただきます。

なお、新しい高知市立市民図書館協議会委員の任期は、平成22年7月1日から平成24年6月30日までとなりまして、委員の8人の皆さんは議案書16ページの名簿のとおり前回と同じ方々をお願いすることになりました。

以上でございます。

委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

よろしいでしょうか。

次に、「高知市立学校教員の交通違反に係る措置について」です。

なお、この案件は、個人情報を含む案件のため秘密会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

委員長

秘密会を解きます。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで、教育委員会を閉会します。

閉会 午後4時32分

署名

委員長

2番委員